

宅地造成工事完了前の建築工事承認申請書

年 月 日

吹田市長あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付け第 - B - 号で許可を受けました宅地造成
工事につきまして工事完了検査前に建築工事に着手したく、次のとおり申請し
ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 - B - 号
建築物の敷地の 所在及び地番	吹田市
予定建築物の用途	
申請の理由	別紙のとおり

* 承 認 欄	* 備 考
第 - B - 号	
本申請は、次の条件を付けて承認します。	* 受付欄
年 月 日 吹田市長	
条 件 宅地造成等規制法第 1 3 条第 1 項の規定による工 事完了検査済証交付後、建築物の建築基準法に基づく しゅん工検査を受検すること。	

- 1 提出部数 同じものを 2 部
- 2 添付書類
委任状 位置図 宅造許可書の写 申請理由及び誓約書 計画配置図
造成計画平面図・断面図 建築物基礎断面図 基礎伏図 建築物平面図・
断面図 工程表 写真（宅地造成工事許可標識の設置状況がわかるもの）

申請の理由及び誓約書

年 月 日

吹田市長あて

申請者 住 所
氏 名

㊞

工 事 住 所
施行者 氏 名

代理者 住 所
氏 名

年 月 日第 - B - 号で許可をうけました宅地造成工
事につきまして、別添の造成等計画図に示すとおり、擁壁と建築物が接近して
おり、先に擁壁を設置しますと建築工事の際に擁壁の倒壊のおそれがあります。
よって、宅地造成工事完了検査前の建築工事の承認をお願いします。
なお、宅地造成等規制法第13条第1項の規定による工事完了検査済証交付
後、建築物の建築基準法に基づくしゅん工検査を受検することを誓約します。

お 知 ら せ

宅地造成に関する工事の許可・宅地造成工事完了前の 建築承認を受けられた方へ！

都市計画部開発審査室

近年、宅地造成に関する工事の許可を受け、又は工事の施行上特にやむを得ない理由により、宅地造成工事完了前の建築承認を受けられた土地において、宅地造成等規制法第13条の規定による工事完了の検査を受けず、検査済証の交付にまで至っていない事例が多く見受けられます。

宅地の安全を確保することから、宅地造成等規制法第14条第3項の規定により使用禁止、使用制限又は擁壁、排水施設の設置等を命ぜられることがあります。宅地造成等規制法に基づいて必ず検査済証を受けなければならないことを周知いたします。

また、工事の廃止等をしようとするときは、吹田市宅地造成等規制法施行細則第9条の規定により、工事廃止届書を提出してください。

なお、申請等については、造成主の委任による設計者又は工事施工者による代理申請でも可能ですので、遺漏のないように合わせてお知らせいたします。

平成17年2月15日
(2005年)

改訂 平成19年2月1日
(2007年)

改訂 平成27年8月19日
(2015年)